

子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、こどもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、一定の所得要件を設け、市内在住中学生の約5割を対象として学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室等の学校外教育にかかる費用を月額1万円を上限に助成するという、こども青少年局の事業
※来年度、対象を小5～6年生にも拡大し「習い事・塾代助成事業」と改称予定

《対象となる条件 抜粋》

- ・特定の事業所に生徒を集め、集団または個別で指導を行う事業者であること
(例)学習塾、文化教室、スポーツ教室等
- ・中学生を対象とする学校外教育サービスを有償で提供する民間の事業者(法人、任意団体、個人事業主)であること

「塾代助成カード」とは

- 「塾代助成カード」は、この事業に登録された学習・文化・スポーツに関する指導を行う事業者で、授業やレッスンを受ける際に使えるカードです。
- 1人あたり月額1万円まで利用できます。



進学塾・補習塾・
家庭教師など



英会話・音楽・絵画・
パソコン教室など



野球・ダンス・水泳
教室など

民間事業者を活用した課外授業 と 学校体育施設開放事業

「民間事業者を活用した課外授業」：事業者と区の協定により、本市が学校等の場所を無償提供し、事業者は受講料を塾代助成金額の範囲内で希望する区内の生徒を授業を行う事業

「学校体育施設開放事業」：スポーツ基本法に基づき、学校体育施設を学校教育に支障のない範囲において開放し、地域住民にスポーツ活動の場や機会を提供